

重要事項説明書

(指定通所介護, 介護予防・日常生活支援総合事業)

1 指定通所介護, 介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号通所事業) の概要

(1) 当事業所の概要

施設名	社会福祉法人白生会 デイサービス けやき		
所在地	青森県五所川原市字敷島町1番地3		
電話番号	0173-38-3380	FAX番号	0173-33-0661
事業所番号	指定通所介護 (指定事業所番号 0270500655)		
	介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号通所介護) (指定事業所番号 0270500655)		
提供できる地域	五所川原市 (市浦地区を除く) 及びつがる市、鶴田町。		

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	介護支援専門員 介護福祉士	1名		生活相談員 と兼務	1名	従業者及び業務の管理を行います。
生活 相談員	介護支援専門員 介護福祉士	2名		管理者と 兼務	2名	利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言、その他の援助を行います。
機能訓練 指導員	看護師	1名	1名	看護職員と 兼務	2名	身体機能向上等を図る為の訓練を行います。
看護職員	看護師	1名	1名	機能訓練指導 員と兼務	2名	保健衛生管理及び、日常生活の援助を行います。
介護職員	介護福祉士	2名	6名		9名	利用者の日常生活の援助及び、送迎等を行います。
	ヘルパー2級		1名			
運転手			1名		1名	送迎業務等を行います。
調理員	介護福祉士		1名		3名	調理全般の業務を行います。
	ヘルパー2級		1名			
			1名			
事務職員	社会福祉主事 介護福祉士	1名			1名	庶務及び会計等の営繕業務を行います。

(3) 当事業所 (施設) の設備と概要

定員	35人	休憩室	1室
食堂	102.27㎡	相談室	1室 8.91㎡
機能訓練室	24.60㎡	送迎車	4台
浴室1	19.05㎡	浴室2	18.08㎡

(4) サービスの提供時間帯

	営業時間	サービス提供時間
平日	8:30～17:30	9:00～17:00
土・祝日	8:30～17:30	9:00～17:00
休業日	日曜日・12月31日～1月1日	

2 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- ①当事業所は、利用者の要支援・要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
- ②当事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、主治医や歯科医師と連携を図りつつ、常にサービスの改善を図っていきます。
- ③当事業所は、サービスの提供にあたり、通所介護計画等に基づき、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ④当事業所は、サービスの提供にあたり、利用者又はその家族に対し、サービスの内容等丁寧に説明を行います。
- ⑤当事業所は、サービスの提供にあたり、介護技術を研磨し適切な介護技術で支援します。
- ⑥当事業所は、サービスの提供にあたり、常に利用者の心身の状態を把握し、必要な援助を利用者の希望に添って適切に提供します。又認知症の方に対しては、必要に応じその特性に対応した体制を整えていきます。
- ⑦レクリエーションは「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の維持・向上を図っていきます。

(2) サービス利用のために

事項	備考
従業員への研修の実施	年5回 継続研修を実施しています。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

送迎時やサービス提供時間内の利用	送迎やサービスの提供を受けるに当たって、職員の指示に従ってください。
送迎時間等の変更の連絡	遅くとも当日の午前8時までに連絡ください。
体調不良、私用等によるサービスの中止・変更	遅くとも当日の午前8時までに連絡ください。
食事のキャンセル	遅くとも当日午前8時までに連絡ください。
体調確認、病状の連絡等	体温、血圧、脈拍にて体調を確認します。 また心身の変化、医師の診断や日常生活上の留意事項、服薬情報等の連絡事項があれば連絡ください。
サービス利用中の状態変化等への対応	サービス利用中に体調が悪くなった場合等、サービスを中止することがあります。その場合は家族等に連絡の上、適切に対応します。(サービス途中で帰宅することもあります。)
設備、器具の利用	職員へ申し出て使用の説明、助言等を受けてください。
貴重品等の持ち込み	不必要な物の持参は遠慮ください。貴重品等は自己管理し、紛失された場合は当事業所では一切の責任を負いません。

飲食物等の持ち込み	自分で食べる物（飴や小さいお菓子等）以外の持ち込みは原則禁止しております。（他者へ上げる行為等を防ぐ為。）
金銭・物品等のやり取り・貸し借り等	利用者様同士の金銭・物品等のやり取り・貸し借り等は、原則禁止しております。
営利行為・宗教の勧誘・政治活動等	サービス利用中の営利行為・宗教勧誘・政治活動等は禁止しております。
喫煙	当施設内は全面禁煙です。

3 サービスの内容

- ① 送迎 居宅と事業所の間を送迎いたします。
- ② 健康チェック 血圧、脈拍、体温測定を行い、状態の把握を行います。
- ③ 入浴 一般入浴介助及びリフト浴介助を行います。
- ④ 機能訓練 個々の利用者に応じて作成した通所機能訓練計画・運動器機能向上プログラムに基づき訓練を行います。
- ⑤ 食事 利用者の状態に合わせた食事を提供いたします。
- ⑥ レクリエーション 集団での運動やレクリエーション活動、それに伴う支援を行います。
- ⑦ 生活指導 生活相談員が利用者や家族の相談に応じ、必要な援助を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

①指定通所介護利用料（通常規模型通所介護）【サービス提供時間 6時間以上7時間未満の利用】

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護度1	5,840円	584円
要介護度2	6,890円	689円
要介護度3	7,960円	796円
要介護度4	9,010円	901円
要介護度5	10,080円	1,008円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	22円
科学的介護推進体制加算	400円 (1月につき)	40円 (1月につき)
口腔機能向上加算Ⅱ	1回につき1600円 (月2回を限度)	1回につき1600円 (月2回を限度)
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき2000円 個別機能訓練加算を算定している場合は1000円	1月につき2000円 個別機能訓練加算を算定している場合は1000円
個別機能訓練加算Ⅰイ	560円 (1日につき)	56円 (1日につき)
個別機能訓練加算Ⅱ	200円 (1月につき)	20円 (1月につき)

※個別機能訓練加算 I イ，口腔機能向上加算 II，生活機能向上連携加算 II は希望した方に実施いたします。

※個別機能訓練加算 II は個別機能訓練加算 I イを実施している方に算定いたします。

※送迎を行わない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は上記の自己負担額から片道47円を差し引きます。

※下記加算はすべての方に算定いたします。

・サービス提供体制強化加算 I

・科学的介護推進体制加算

・介護職員等処遇改善加算 I

基本料金 × 9.2%

※基本料金=1ヶ月あたりの総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×利用日数

②介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）利用料

	1ヶ月あたりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担額
要支援1（通所型サービス1）	17,980円	1,798円
要支援2（通所型サービス2）	36,210円	3,621円
サービス提供体制強化加算 I	要支援1	88円
	要支援2	1,760円
科学的介護推進体制加算	400円	40円
口腔機能向上加算 II	1,600円	160円
生活機能向上連携加算 II	2,000円	200円

※1月当たりの回数を定める場合は、通所型サービス1は4回までは1回につき436円、通所型サービス2は8回までは1回につき447円の料金で算定いたします。

※口腔機能向上加算 II ・生活機能向上連携加算 II は希望した方に実施いたします。

※送迎を行わない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は上記の自己負担額から片道47円を差し引きます。

※下記加算はすべての方に算定いたします。

・サービス提供体制強化加算 I

・科学的介護推進体制加算

・介護職員等処遇改善加算 I

基本料金 × 9.2%

※基本料金=1ヶ月あたりの総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×利用日数

③付加サービスの利用料

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
入浴代 〔介護予防・日常生活支援総合事業は除く〕	400円	40円

④その他の費用

食事代	1食あたり ※弁当を持参した時には食事代はかかりません。 但し、食中毒に対して当事業所では一切の責任を負いません。	550円
おむつ代	尿とり（兼用）	1枚につき 70円
	リハビリパンツ	1枚につき 170円

(2) 料金の支払方法

利用した月の翌月に、1ヶ月分の利用料金(基本料金+1ヶ月の入浴代+処遇加算+1ヶ月の食事代)をまとめて支払って頂きます。(毎月25日迄)

指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の利用の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いとなります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話で申し込み下さい。当事業所の職員が伺います。

※居宅サービス計画書、又は介護予防サービス支援計画書の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業所、又は地域包括支援課等に相談ください。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに申し出てください。
- ②人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。
- ③当事業所のサービス開始後、サービス提供中に他利用者又は職員に対して、暴言・暴力・脅迫的な行為等を行った場合、事業所内にて協議しサービス継続が危険と判断された場合、サービスを終了させていただく場合があります。
- ④当事業所のサービス開始後、サービス提供中に他利用者又は職員に対して、ハラスメントに該当する可能性のある行為を行い、再三の注意にも応じえない場合、担当者と協議の上サービスを終了させていただく場合があります。
- ⑤当事業所及び関連施設等におけるハラスメント等を、利用者又はその家族を含めた関係者において確認された場合は、サービスを終了させていただく場合があります。
- ⑥当事業所のサービス開始後、サービス提供中に当事業所の留意事項(喫煙、飲食物の持ち込み、金銭・物品等のやり取り・貸し借り、サービス時間内の外出等)に反する行為を行い再三の注意にも応じない場合、担当者と協議の上サービスを終了させていただく場合があります。
- ⑦自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合、若しくは基本チェックリストを受け、自立した生活が送れる方と判断された場合。
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・利用者が亡くなられた場合。
- ⑧その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は口頭で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したのにもかかわらず7日以内に支払わない場合、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

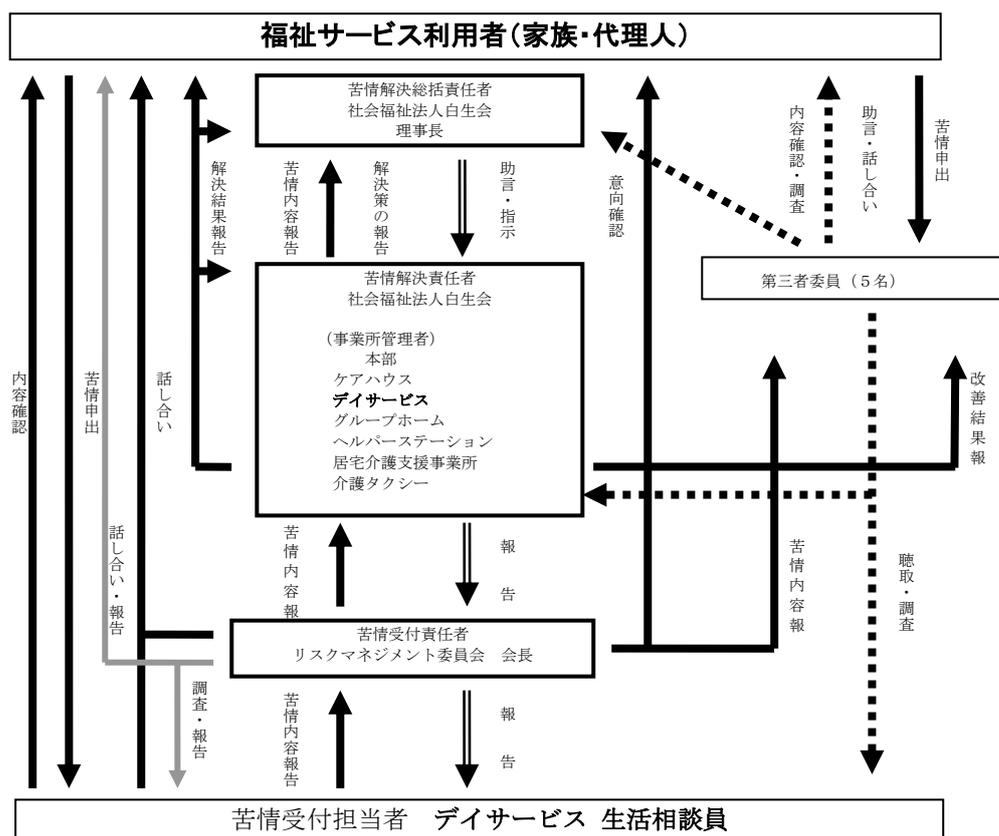
6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

- ・担当者
- ・電話 0173-38-3380 FAX 0173-33-0661
- ・受付日 年中(ただし、12月31日～1月1日を除く)
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時

(2) 苦情処理の手順

- ①苦情があった場合、管理者が利用者(家族)に直ちに連絡を取り、事実を確認いたします。
必要時は利用者(家族)宅を訪問いたします。
- ②苦情が通所サービス計画に関するものである場合、担当のサービス事業者に連絡し、事情を確認いたします。
- ③苦情が居宅サービス計画に関するものである場合、担当のサービス事業者に連絡し、事情を確認いたします。
- ④いずれの場合も、速やかに具体的な対応方針を定め、管理者が利用者(家族)に説明いたします。
- ⑤苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立たせていただきます。
- ⑥苦情処理体制 (社会福祉法人白生会苦情解決組織図)



(3) その他

当事業所以外に、五所川原市介護保険課(電話0173-35-2111)又は青森県国民健康保険団体連合会(電話017-723-1336)の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

7 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

- 【協力医療機関】 ・医療法人白生会 白生会クリニック
・小嶋歯科医院

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 非常災害対策

防 災 時 の 対 応	消防署へ直結の火災通報装置他、全職員緊急連絡体制有り
防 災 設 備	消火器 5本
防 災 訓 練	年2回 実施
防 火 管 理 責 任 者	

10 秘密の保持について

当事業所の従業者は、退職後も正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者にもりません。

利用者や家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で利用者及び家族の個人情報を用いる場合があります。

11 虐待防止に関する事項について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止の為、対策検討委員会の定期開催、虐待の防止の為の指針の整備、定期研修を実施し、従業者に周知徹底を図っていきます。又虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

12 身体拘束の原則禁止

当事業所は、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。またやむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又は家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で行い、その態様、時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要事項を記録いたします。

13 感染症の予防及びまん延防止の為の措置について

感染症の予防及びまん延防止の為、対策委員会を定期開催、指針の整備、定期研修と訓練を実施し、従業者に周知徹底を図っていきます。

14 その他

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当法人事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

附 則

- ・平成 17 年 2 月 11 日 柏村・森田村・木造町・車力村・稲垣村が合併し、つがる市となる。
- ・平成 17 年 3 月 28 日 中里町・小泊村が合併し、中泊町となる。
- ・平成 17 年 3 月 28 日 金木町・市浦村が五所川原市に合併となる。
- ・平成 17 年 8 月 1 日 防火管理者を変更。
- ・平成 17 年 10 月 1 日 介護保険法改正のため、食費 300 円が利用者負担となる
- ・平成 18 年 4 月 1 日 介護保険法改正のため、利用料の変更。
- ・平成 19 年 1 月 1 日 介護予防選択サービス加算に変更あり。アクティビティ加算から運動器機能向上加算へ。
- ・平成 19 年 4 月 1 日 職員体制を変更。
- ・平成 19 年 10 月 1 日 職員体制に運転手を追加。
- ・平成 20 年 4 月 1 日 職員体制にパートを追加。
- ・平成 20 年 10 月 1 日 定員 20 人から 30 人へ変更。
- ・平成 21 年 4 月 1 日 介護報酬改定及び事業所規模変更。指定通所介護重要事項説明書及び指定介護予防通所介護重要事項説明書を一本化とする。(介護予防) 通所介護の基本利用料金を変更し、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び個別機能訓練加算(Ⅰ)を追加。また、勤務形態の変更。
- ・平成 22 年 4 月 1 日 サービス提供体制強化加算Ⅱから加算Ⅰへ変更。苦情受付担当者、苦情解決担当者を変更。
- ・平成 23 年 4 月 1 日 定員 30 人から 35 人へ変更。同意書記入欄に電話番号・本人との関係を追加。
- ・平成 24 年 4 月 1 日 介護保険法改正に伴い、利用料を大幅に変更。サービスを提供できる地域が五所川原市及び周辺地域に変更。防火管理者を変更。
- ・平成 24 年 10 月 1 日 通所利用に伴うリスクについての説明を追加。事業所の職員体制変更。
- ・平成 25 年 4 月 1 日 サービスの利用方法を変更。
- ・平成 25 年 5 月 1 日 利用料金のその他の費用、料金の支払い方法を変更。
- ・平成 26 年 4 月 1 日 人事異動に伴い、職員体制を変更。介護保険法一部改定に伴い、利用料を変更。
- ・平成 27 年 4 月 1 日 職員体制、サービス提供時間帯、運営の方針、留意事項、利用料その他の費用、利用方法を変更。
- ・平成 27 年 6 月 1 日 職員体制、サービス内容に関する苦情を変更。
- ・平成 28 年 3 月 1 日 介護予防通所介護の介護予防通所型サービスへの内容を変更。
- ・平成 28 年 4 月 1 日 職員体制、運営の方針の一部を変更。
- ・平成 29 年 4 月 1 日 介護予防・日常生活支援総合事業(第 1 号通所事業)の内容を附則し、重要事項説明書を一本化とする。職員体制、設備と概要、料金の支払方法、苦情処理体制を変更。
- ・平成 30 年 1 月 1 日 職員体制、サービス内容に関する苦情担当者等の変更。
- ・平成 30 年 4 月 1 日 職員体制、サービス提供時間の区分と料金、介護職員処遇改善加算Ⅱ、その他の費用、防火管理責任者等の変更。個別機能訓練加算Ⅱ追加。
- ・平成 30 年 8 月 1 日 生活機能向上連携加算の追加。
- ・平成 31 年 4 月 1 日 介護予防・日常生活支援総合事業(第 1 号通所事業)の名称を使用、職員体制、介護職員処遇改善加算Ⅰの変更。
- ・令和元年 10 月 1 日 介護報酬改定に伴い、利用料、食事代、おむつ代を変更。
- ・令和 3 年 4 月 1 日 職員体制、利用料の変更、介護予防・日常生活支援総合事業(第 1 号通所事業)の生活機能向上連携加算の追加。防火管理者を変更。

- ・令和4年4月1日 職員体制の変更。
- ・令和4年10月1日 介護職員等ベースアップ等支援加算の追記。
- ・令和5年4月1日 提供できる地域、職員体制、運営の方針、サービス利用のために、サービスの利用に当たっての留意事項、料金の支払方法、サービスの終了、緊急時の対応、事故発生時の対応、虐待防止に関する事項について、身体拘束の原則禁止、感染症の予防及びまん延防止の為の措置について、内容の変更。
- ・令和5年9月1日 サービスの終了の内容を追加変更。
- ・令和6年4月1日 科学的介護推進体制加算と個別機能訓練加算Ⅱの追記と食事代の変更。
- ・令和6年6月1日 利用料、口腔機能向上加算、介護職員等処遇改善加算等の変更。
- ・令和7年4月1日 職員体制、介護職員処遇改善加算、その他の費用、協力医療機関を変更。

通所利用に伴うリスク（危険性）について

当事業者では利用者様が快適に過ごせますよう、最善の注意をはらい安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状の原因により、通所利用を開始するに当たって、下記の危険性が伴うことを十分に理解くださいますようお願いいたします。

<下記についてご確認いただきましたら、チェックをお願いします>

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷等の恐れがあります。
- 介護保険事業所は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性もあります。
- 高齢の方の骨はもろくなってきており、介護員が通常の対応をしても容易に骨折する可能性があります。
- 高齢の方の皮膚は薄くなってきており、少しの摩擦で表皮剥離（皮膚がはがれること）が出来やすい状態にあります。
- 高齢の方の血管は弱くなってきており、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下するため、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢であることや、脳や心臓の疾患等の事由により、急変・急死される可能性もあります。
- 利用者本人の状態が急変した場合、事業所の判断により緊急に病院搬送を行うことがあります。

指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項及び通所利用に伴う危険性について説明しました。

事業所

所在地 青森県五所川原市字敷島町1番3
名称 社会福祉法人白生会 デイサービスけやき
電話 0173-38-3380
FAX 0173-33-0661

説明者氏名 _____ 印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

私は本書面により、事業者から指定通所介護，介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所介護）についての重要事項及び通所利用に伴うリスクについての説明を受け十分に理解し、サービスの提供開始に同意します。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

身元引受人住所 _____
(代理人)

氏名 _____ 印

電話 _____

本人との関係 _____